

平成22年3月
滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成22年3月26日 開会

平成22年3月26日 閉会

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会

平成 22 年 3 月 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録 目次

○会議録 [3月26日(金)]

出席議員の番号氏名	1
欠席議員の番号氏名	1
会議に出席した者の職氏名	1
議事日程	2
会議に付した事件	2
開会	3
諸般の報告	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 会期の決定	4
日程第4 議案第2号から議案第9号まで一括議題 (平成22年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算他7件)	4
日程第5 一般質問	12
追加日程第1 議案第10号から議案第12号まで一括議題 (滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき同意を 求めることについて他2件)	21
閉会	24

平成22年3月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成22年3月26日

開会 午後2時30分

閉会 午後3時34分

平成22年3月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

招集年月日 平成22年3月26日（金曜日）

招集場所 広域連合議会議場（滋賀県厚生会館4階）

会議に出席した議員（13名）

1番 佐藤 賢	2番 松田 一義
6番 山田 亘宏	7番 國松 正一
8番 中嶋 武嗣	10番 谷畑 英吾
12番 西澤 久夫	13番 泉 峰一
14番 岡村 明雄	16番 宇野 一雄
17番 伊藤 定勉	18番 北川 豊昭
19番 久保 久良	

会議に欠席した議員（5名）

3番 藤井 勇治	5番 橋川 渉
9番 山仲 善彰	11番 西川 喜代治
15番 竹山 秀雄	

欠員（1名）

4番

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	目片 信	副広域連合長	井上 正
事務局長	辻 義昭	事務局次長	若山 和雄
業務課長	堀部 眞一		

職務のため出席した者の職氏名

書記	前田 温夫	主任主事	茂森 貴洋
----	-------	------	-------

議事日程

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議案第 2 号から議案第 9 号
(平成 22 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
他 7 件)
- 第 5 一般質問

追加日程

- 第 1 議案第 10 号から議案第 12 号
(滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき
同意を求めることについて他 2 件)

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 2 号から議案第 9 号
(平成 22 年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
他 7 件)
- 日程第 5 一般質問

- 追加日程第 1 議案第 10 号から議案第 12 号
(滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき
同意を求めることについて他 2 件)

議事の経過

開会 午後２時３０分

(開会 開議)

○議長（中嶋武嗣君） ただいまから、平成２２年３月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日の出席議員は１３名、欠席議員は５名。

欠席議員は藤井勇治君、橋川渉君、山仲善彰君、竹山秀雄君、西川喜代治君であります。

また、関係市町の長でなくなったことから、近江八幡市選出の広域連合議員が１名欠員となっておりますので、ご報告をいたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますので、議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職・氏名は、お手元に配布しております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第１)

○議長（中嶋武嗣君） 日程第１、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席番号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第５条第２項の規定により指定いたします。

藤井勇治議員は３番に指定いたします。

また、平成２２年３月２１日付けで近江八幡市と安土町の市町合併がなされたことにより、１４番の議席が空席となりましたことから、岡村明雄議員は１４番に指定いたします。

竹山秀雄議員は１５番に指定いたします。

宇野一雄議員は１６番に指定いたします。

伊藤定勉議員は１７番に指定いたします。

北川豊昭議員は１８番に指定いたします。

久保久良議員は１９番に指定いたします。

(日程第２)

○議長（中嶋武嗣君） 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定により、18番、北川豊昭君、19番、久保久良君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(中嶋武嗣君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

(日程第4)

○議長(中嶋武嗣君) 日程第4、議案第2号から議案第9号までを一括議題といたします。

書記より議件を朗読させます。

○書記(前田温夫君) 議件を朗読いたします。

議案第2号平成22年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、議案第3号平成22年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号平成21年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)、議案第5号平成21年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)、議案第6号滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について。

以上です。

○議長(中嶋武嗣君) 議件の朗読が終わりましたので、広域連合長から提案理由の説明を求めます。連合長。

○広域連合長(目片 信君) 本日、議員の皆様方のご参集をいただき、平成22年3月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、提出いたしました諸案件の審議を願

うに当たりまして、その概要を説明させていただきますとともに、11月議会定例会以降の状況など、諸般の報告をさせていただきます。

まずはじめに、去る3月21日付けで近江八幡市と安土町が合併され、2名の議員が退任されました。これまでのご尽力、ご支援に対しまして厚くお礼を申し上げますとともに、今後のご活躍をご祈念申し上げます。

なお、この合併に伴い、制度運営上の混乱が生じないよう、今日まで当該市町と十分な連携を保ちながら準備を進めて参りました結果、データ等円滑に移行することができました。

さて、内閣府が公表しました平成21年度版高齢社会白書によりますと、わが国の総人口に占める75歳以上の人口の割合が10.4%と初めて10%を超えたと報告されています。

人口の減少傾向の中で少子高齢化が進行し、現在10人に1人が75歳以上の高齢者がありますが、今後の推計では、20年後の2030年には、5人に1人と2倍に増加すると予測され、それに伴い医療費は増加の一途をたどることになり、将来にわたって持続可能な医療制度の構築が急務の課題であります。

こうした中、関係者が長きにわたり議論を重ね、現役世代と高齢者が支え合う仕組みとして、平成20年4月に後期高齢者医療制度がスタートし、はや2年が経過しようとしています。

この間、本県では、市町と広域連合の懸命の努力により制度は落ち着いておりますが、昨年8月末の総選挙の結果、誕生した新政権においては、平成24年度末には後期高齢者医療制度を廃止するとの方針が打ち出され、昨年11月、新たな高齢者医療制度を検討する会議が設置されたところであり、現在、月1回のペースで議論がされています。

当会議のこれまでの議論を伺っておりますと、負担のあり方については国民全体で支えることを前提とし、高齢者と現役世代の負担の明確化や、公費負担の拡大の必要性とその財源、高齢者間の保険料負担の公平性が論点とされているところであり、また運営主体については、県単位での意見が多くを占めているところでもあります。

今年の夏ごろには中間まとめがされ、年末には最終の取りまとめがされる予定ですが、後期高齢者医療制度の運営に責任を負う我々といたしましては、同会議の動向を注視しつつ、11月議会定例会において採択されました意見書の趣旨を踏まえ、現行制度の

根幹を維持し、必要となる財源の確保を図るなど、適時適切に国に対し必要な意見を申し上げて参る所存であります。

次に、先の2月臨時会において決定をいただきました第2期の保険料率の周知についてありますが、被保険者の方々にご理解をいただくことが何よりも重要でありますことから、目下、市町広報をはじめ新聞紙面の活用、自治会等を通じたリーフレットの全戸配布等に取り組んでいるところであり、今後も引き続き、きめ細やかな広報周知に努めて参る所存であります。

また、2月1日から4日にかけて、当広域連合にとって初めての会計検査院の实地検査を受検いたしました。特に大きな指摘もなく、無事終了をいたしました。

次に、資格証明書についてでございます。

昨年12月に各市町において、交付対象者に対し、収入状況や生活実態、医療機関への受診状況などについて、審査をいただくとともに、分納誓約や納付指導など、きめ細やかな対応をいただいた結果、資格証明書の交付には至らず、引き続き、短期被保険者証を交付させていただいたところであります。

しかしながら、従前から申し上げておりますように、悪質な保険料滞納者に対しては、公平性の確保の観点から、資格証明書の交付もやむを得ないものと考えております。

次に、高齢者健康づくり基盤整備モデル推進事業の取組状況についてでございます。

市町の特性を生かした先駆的な健康づくり事業について、介護保険との連携による居場所づくりや健康ウォーキング、口腔ケアの推進などの事業を支援してきたところであります。

さらに、今年度から取り組みを進めております、肺炎球菌ワクチン予防接種事業につきましては、計726人の方々が接種をされたところであります。

今後、これまでの成果や検証を踏まえ、施策展開を図って参りたいと考えております。

当広域連合といたしましては、今後とも高齢者の方々に安心して医療を受けていただくとともに、健康で健やかに暮らせるよう、市町との連携を深め、着実な運営を推進して参る所存でございます。

それでは、今議会の提出案件の概要につきまして、ご説明いたします。

まず、予算案件でございますが、議案第2号並びに議案第3号は、平成22年度の滋賀県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算並びに特別会計予算でございます。

来年度の予算編成方針につきましては、安心して医療が受けられる体制の推進を目標とし、諸施策を展開していくこととしております。

その中で、現在、国において議論がなされております新制度への適切な対応を図るほか、高齢者の健康づくりモデル事業の拡充、事務委託の精査等、これまでの事業進捗状況や見直しを踏まえ、予算編成を行ったところであります。

その結果、平成22年度の予算規模は、一般会計では1億4,100万円、特別会計では1,150億4,700万円、两会計を合わせて1,151億8,800万円、対前年比では1.2%増の伸びとなっております。

なお、歳入の主なものについては、国、県、市町による公費負担額の合計額が540億4,200万円、支払基金からの交付金が480億600万円、保険料が97億4,400万円となっております。

一般会計についてであります。肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業について、より多くの必要なデータを収集し、検証精度を高めるため、接種対象者を拡大いたします。

また、新規事業として、お薬手帳を活用した高齢者の健康管理を積極的に推進していくための予算を計上いたしました。

さらに、昨今の厳しい雇用情勢を踏まえ、緊急雇用創出事業にも引き続き取り組むことといたしております。

次に、特別会計についてでございます。

保険給付費として1,131億4,300万円を計上しており、予算総額の約98%を占めています。

前年度に比べて0.84%の増加となっておりますが、この主な要因は、被保険者数の増加や診療報酬改定の影響によるものでございます。

なお、財源については、先ほど申し上げた歳入の主なもののほか、第2期保険料の軽減策として9億3,500万円の繰越金や、平成22年度分の県の財政安定化基金交付金5億1,200万円を計上しているところであります。

なお、保険財政運営上、保険料の収入確保は大変重要なことでもありますことから、保険料の収納対策として2市分300万円を計上したところであります。

また、審査支払、事務代行業務については、単価や委託内容を精査し、5億5,100万円を計上するとともに、保険者機能の強化に向け、医療給付事務嘱託職員の配置に係る

経費を計上しているところであります。

このほか、健康診査を引き続き実施するため2億円を計上いたしております。

次に、議案第4号並びに議案第5号については、平成21年度の滋賀県後期高齢者医療広域連合の一般会計並びに特別会計の補正予算でございます。

今回の補正予算は、一般会計では医療費適正化事業及び緊急雇用創出事業などにおける減額を、特別会計では、現在の医療給付費の状況を勘案し、約31億円の減額をするとともに、平成22年度に実施する保険料軽減措置の経費が国から交付されるため、これを歳入に計上するとともに、基金への積立金として歳出にも計上するものであります。

次に、条例案件でございますが、議案第6号は、議会、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の事務局職員の定数を4名に増員し、それぞれの事務局体制を充実強化するため、広域連合職員定数条例の一部を改正するものであります。

議案第7号は、労働基準法の一部改正に伴い、月60時間を超える時間外勤務に係る時間外手当の支給割合増加分について、時間外勤務代休制度を創設するため、広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第8号は、市町合併に伴い、広域連合議会の議員が議会の会議に出席する場合の旅費を定める別表について整理をするため、広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第9号は、平成22年度における保険料の減額措置に係る財源として、基金を処分できることとするため、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正するものであります。

以上8件の議案につきまして、何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げ、提案の説明といたします。

○議長（中嶋武嗣君） 連合長の提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第2号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第2号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第2号「平成22年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中嶋武嗣君) ありがとうございます。ご着席願います。起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第3号については、通告による討論はございません。

これをもちまして討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第3号「平成22年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中嶋武嗣君) ありがとうございます。ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第4号につきましては、通告による討論はございません。

これをもちまして討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第4号「平成21年度滋賀県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中嶋武嗣君) ありがとうございます。ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号に対する通告による質疑はございません。

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第5号につきましては、通告による討論はございません。

これをもちまして討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第5号「平成21年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ありがとうございます。ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第6号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第6号「滋賀県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中嶋武嗣君） ありがとうございます。ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第7号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第7号「滋賀県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中嶋武嗣君） ありがとうございます。ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号に対する通告による質疑はございません。

よって、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第8号につきましては、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第8号「滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中嶋武嗣君） ありがとうございます。ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号に対する通告による質疑はございません。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第9号については、通告による討論はございません。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第9号「滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一

部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長（中嶋武嗣君） ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

(日程第5)

○議長（中嶋武嗣君） 日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されております。

順次質問を許します。

その順位は一般質問通告一覧のとおりであります。

質問に当たっては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは通告第1号、19番、久保久良君。

○19番（久保久良君） 多賀町の久保でございます。

私のほうより3点、平成22年度予算の基本的な考え方について、そして、高齢者の健康づくり、最後に国の高齢者医療制度改革の動向について、以上、3点についての質問をさせていただきますので、目片広域連合長のご答弁、どうぞよろしく願いいたします。

平成21年10月1日現在の65歳以上の高齢者の割合を見ますと、滋賀県全体では20.2%ですが、多賀町では28.8%と、高率となっております。これを先の市町合併後の数字と比較いたしますと、県内の19市町の中で一番高齢化の高い町となりました。住民の健康、福祉を預かる町長の責務といたしまして、多賀町の高齢者の皆さんが元気で健やかに生きがいを持って生活をしていただくため、これまでも地域での高齢者のサロン活動の充実など、介護保険との連携による健康づくり、介護予防に努めてきたところでございます。

しかしながら、3人に1人が高齢者になるという多賀町の現状を目前に控え、高齢者施策の充実、特に町内の施設など、地域の資源を有効活用しながら、ハード、そしてソフトの両面からの基盤整備を行っていく必要があると痛感しているところでございます。

このような中、当広域連合では、先月の臨時議会におきまして、平成22年度並びに23年度の2カ年の第2期保険料を設定いたしました。

この第2期保険料の設定に当たりましては、当初、国が発表いたしました推計値によ

りますと、全国平均では第1期保険料に比べまして14%の伸びが見込まれたところであり
ります。

ところが、本県では、目片広域連合長のご尽力により、平成20年4月の後期高齢者医
療制度の施行から2年間の第1期保険料の設定について適正に医療給付費の見込みをして
いただくとともに、この間、健全な保険財政の運営に努めていただいていることから、剰
余金の活用、資金運用益、さらには県の財政安定化基金の取り崩しなどにより、第2期保
険料については上昇率を3%台に抑えることができ、住民の皆さんにも納得をしていただ
ける金額になったと考えております。

後期高齢者医療制度は、平成24年度で廃止されることになりましたが、この制度の廃
止までの間、広域連合として、この経済の低成長が続く中、被保険者の皆さんに安心して
医療を受けていただける環境を常に整えておくことが使命であり、そのためには健全な保
険財政の運営に努めていく必要があると考えております。

そこで、平成22年度の予算編成に関する基本的な考え方について、まず1点目、お伺
いしたいと思います。

次に、高齢者の健康づくり施策の充実についてであります。

今後、ますます高齢化が進展し、高齢者の医療費の増大が避けられない中、高齢者の皆
さんが地域で生きがいを持って元気に過ごしていただくことが何よりも重要でありますし、
ひいては、このことが医療費の適正化につながるものと考えております。

当広域連合では、昨年度から、他の広域連合に先駆けた健康福祉施策として、高齢者の
健康づくり基盤整備モデル推進事業に取り組み、介護保険との連携による高齢者の居場所
づくりなど、市町の特性を生かした健康づくり事業の支援や、今年度には、高齢者の死因
の上位を占める肺炎の疾患対策として、肺炎球菌ワクチン予防接種のモデル事業など、積
極的に事業の推進を図られているところでございます。

多賀町のように高齢化率が30%に届こうとしている町にとっては、この健康づくりモ
デル事業は、市町との連携をより一層、密にさせていただきながらますます充実を図って
いただきたいと期待しているところでございます。

そこで、高齢者の健康づくりについて、今後、どのような展開をされていかれるのか、
2番目にお聞きしたいと思います。

最後に、国の後期高齢者医療制度に関する動きについてであります。

昨年9月に成立した新政権では、平成24年度末での後期高齢者医療制度の廃止を表明し、現在、国では高齢者医療制度改革会議を設置し、昨年11月から4回の会議が開催され、後期高齢者医療制度廃止後の新たな高齢者医療制度の創設に関する議論が行われていると聞いております。

この会議におきましては、公費、若人の保険料、高齢者の保険料などの費用負担のあり方、そして、国保の広域化を視野に入れた、都道府県を単位とする医療保険の運営についてその議論がなされており、委員から出されました具体的な4つの案について意見が交わされていると聞いております。

このような国の高齢者医療制度改革の動向に対して連合長の所感をお伺いしたいと思います。

以上、3点についての質問でございますが、今後、ますます高齢化が進展する中、高齢者の生活を支える医療・介護・年金といった社会保障政策全般に関する国の動向に注視するとともに、基礎自治体の住民の医療と健康を預かる私たち市町の立場として、地域特性を生かした高齢者の健康づくり施策のより一層の推進に力を注いでまいらなければならないと考えているところでございます。

最後に、後期高齢者医療制度の開始から2年間、広域連合におかれましては、安定した医療保険財政の運営に努めていただくとともに、健康寿命の延伸を目指した高齢者の健康づくりに積極的に取り組んでいただいているところであります。

いよいよ第2期の保険料期間が始まります。

今後とも、市町と広域連合との緊密な連携のもとに高齢者の皆さんが安心して暮らせる、生活ができますよう、ますますと充実した事業運営を展開されることをご期待申し上げます、私の質問といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中嶋武嗣君） 質問が終わりました。当局の答弁を求めます。連合長。

○広域連合長（目片 信君） 久保議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の平成22年度予算の基本的な考え方についてであります。

後期高齢者医療の保険者である広域連合の役割は、安定した保険財政の運営と、保険者機能の強化にあると考えております。

このことから、当広域連合では後期高齢者医療制度の施行後、一貫して、安心して医

療が受けられる体制の推進を目標に掲げ、後期高齢者医療の着実な運営と高齢者の健康づくりの推進を両輪とした施策を実施してきたところであります。

平成22年度においては、これらに加え、現在、国において議論されております、高齢者医療制度改革の動向に十分に留意しながら対応していくこととしております。

そこで、来年度の予算でございますが、安定した保険財政の運営のため、広域連合予算の大半を占める医療給付費を適切に見積もるとともに、事務の効率化にも努め、また、保健康者機能の強化の観点からは、健康づくり事業の実施や制度の理解を高めるための効果的な広報・啓発、さらに、レセプト点検業務の充実などに努めていくこととしております。

高齢者の皆様が安心して医療を受けていただけるよう、引き続き、幹事会や課長会議で十分な協議、議論を行い、予算の効率的な執行を図り、制度の定着と安定運営に努めて参る所存であります。

次に、2点目の高齢者の健康づくりの今後の展開についてであります。

当広域連合では、医療保険の安定運営とともに、健康寿命の延伸を図るため、これまでから積極的な健康づくり施策の推進に努めているところであります。

まず、昨年度から当広域連合で取り組んでおります、高齢者健康づくり基盤整備モデル推進事業につきましては、引き続き、モデル市町において介護保険との連携による高齢者の居場所づくりなど、地域特性を生かした先駆的な取り組みを行っていただくとともに、新たに腎疾患による人工透析への移行を予防するため、慢性腎疾患の早期発見や適切な医療受診など、その方策の検討に対して支援を行って参りたいと思っております。

また、肺炎球菌ワクチン予防接種につきましては、検証の精度を高めるため、新たにモデル市町等を追加し、対象者数の拡大を図ることといたしております。

その検証の結果を踏まえて、今後の対応を見極めて参りたいと考えております。

さらに、昨年秋に実施しました「健康と医療に関する高齢者の意識調査」の結果、高齢者の特性として、複数の医療機関への受診機会が多いことや、お薬手帳の利用が十分でないことが分かりましたことから、副作用や薬剤の重複支給の防止を図るため、県薬剤師会と連携をしながら、お薬手帳の活用についての検討を行っていくことといたしております。

なお、健康診査においては、引き続き実施することとし、来年度は、新たに高齢者の健康づくりに役立てていただくため、その分析結果を市町に提供させていただくこととしております。

今後とも、高齢者が元気で生き生きと過ごしていただくことが何よりも重要であり、高齢者の健康寿命の延伸により医療費の適正化が図られるよう、引き続き、健康づくり事業に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

次に、3点目の国の高齢者医療制度改革の動きに対する所感についてであります。

国では、後期高齢者医療制度を廃止し、新たな高齢者医療制度を創設するため、昨年11月に高齢者医療制度改革会議が設置され、これまで4回の会議が開催されております。

今後、夏ごろには中間とりまとめがされ、地方公聴会などを経て、年末には最終とりまとめがなされ、翌年の通常国会には、法案を提出するとのスケジュールが示されております。

これまでの議論では、費用負担のあり方については、国民全体で支えることを前提にしつつ、公平性の観点から、公費、高齢者の保険料、現役世代の保険料、患者負担をどのようにするかが論点とされております。

また、制度の基本的なあり方については、都道府県単位で一元化する、一定年齢以上で別立てにする、これまで加入していた制度を踏襲する、高齢者医療と市町村国保を一体的に運営するという4つの案がそれぞれ委員から提出され、そのメリットと論点についての議論が行われております。

私といたしましては、高齢者医療制度改革会議において、具体的な議論が始まったところであり、現段階では、その議論の動向を注視していく必要があると考えております。

しかしながら、このような制度の枠組みの議論に止まらず、以前から申し上げておりますとおり、医療・介護・年金は高齢者の皆様が安心して暮らしていただくためのセーフティネットとしての役割を担う重要な社会保障制度でありますことから、その財源の確保も含め、国民的合意を得た上で、将来にわたる国民皆保健を堅持できる高齢者医療制度の構築を、是非とも図っていただきたいと考えております。

このため、本年1月には、将来にわたって安心できる医療・介護・年金などの社会保障全体のあり方を見据えた財源の確保についても改革会議で議論をされるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて要望したところであります。

今後ますます高齢化が進展し、医療費の増大が避けられない中、国民皆保険を堅持するため、しっかりとした議論がなされるよう望むところであり、市町とともに現場を預かる責任者として、適時・適切に必要な意見を積極的に申し述べて参る所存でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（中嶋武嗣君） 以上をもちまして、19番、久保久良君の質問を終了いたします。

次に、10番、谷畑英吾君の発言を許します。10番、谷畑英吾君。

○10番（谷畑英吾君） それでは、一般質問をさせていただきます。

事前に通告をしております内容につきましては、その大半は、先ほどの久保議員の質問と重複しておりますので、広域連合長も非常に大変そうですので、連合長に対する質問は取り下げをさせていただきたいと思っております。

1点だけ、高齢者医療費が非常に増加してきているという中で、先ほど議決をいたしました、平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）におきましても、高額医療費だけをとっても、1億3,800万円余りが増額され、総額が40億5,000万円余りに補正をされております。

同じく平成22年度当初予算では、さらに41億円を超える額に膨れ上がっているというのが実態でございます。

先ほどの議論でもありますが、現在でこそ滋賀県の高齢者率は比較的低いところにあると思えますけれども、今後、高齢者医療費は増加の一途をたどると予想をされておられて、これへの対応は焦眉の急であろうと思っております。

滋賀県後期高齢者医療広域連合として、こういった高額医療費を含めまして、高齢者医療費の増加を具体的に止めるための施策があるのかについて、事務局に伺いたいと思います。

○議長（中嶋武嗣君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（辻 義昭君） 谷畑議員の今後の滋賀県後期高齢者医療広域連合の運営について、高齢者医療費の増加を具体的に止めるための施策について、お答えをいたします。

今後、わが国は、急速な高齢化の進展等により、現在は国民医療費の約3分の1を占める老人医療費が、15年後の平成37年には、国民医療費の半分弱を占めるまでになると予想されており、高齢者医療費の増大は避けられないものと考えております。

増大する医療費の問題は、こうした構造的な問題があり、国の政策として、今後あるべき医療・介護・年金などの社会保障制度全体の中で議論される課題であると考えております。

一方、国は都道府県に対しまして、医療費の適正化に向けた取り組みを指示されている

ところであり、これを受け、滋賀県においては、平成20年3月に医療費適正化計画を策定され、特定健康診査や特定保健指導の積極的な推進、医療の効率的な提供の推進など、医療費の適正化に取り組まれているところでございます。

後期高齢者医療制度の財政運営に責任を持つ当広域連合といたしましても、保険者として、医療費の適正化は重要な課題と認識しており、健康寿命の延伸を目的とした高齢者の健康づくり基盤整備モデル推進事業や、健康診査の実施、さらにはジェネリック医薬品の普及促進、医療費通知などに取り組んでいるところでございます。

こうした取り組みは、直ちに効果が現れるものではありませんが、このような取り組みによりまして、被保険者の皆様方のご理解を得る中で徐々に効果も上がってくるものと考えておりまして、今後とも、積極的に取り組んで参る所存でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（中嶋武嗣君） 10番。

○10番（谷畑英吾君） ご答弁はいただきました。

質問通告を出すに際しましては、質問通告書の下に、議長からの留意事項だと思いますが、明快な回答を得るためにも内容を具体的にということ、事前に質問文をすべてお渡しさせていただいているわけでございます。

そういった中におきまして、先ほど、具体的に高齢者医療費の増加を止めるための施策はあるのかどうかということをお伺いしたわけですが、そういったものがあるのかどうか。

そして、先ほど来、モデル事業でありますとか、いろいろな施策を指摘していただいているわけでありまして、そういったものの効果をどの程度見込んでおられるのか、そういったことについても、お伺いしたいなというふうに思います。

○議長（中嶋武嗣君） 事務局長。

○事務局長（辻 義昭君） ただいまの再問でございますが、施策はあるのかどうかということでございますが、先ほどもお答えをいたしましたように、これら医療費の増大する理由につきましては構造的な問題であるということ、さらには、増加を止めるための施策につきましては、国を挙げて医療・介護・年金などの社会保障制度全体の中で議論され、打ち出されるべきものであるというふうに考えておりますが、広域連合といたしましては、できる限りの対応として、先ほど申し上げましたような、健康づくりモデル事業なり、ある

いは、医療費適正化事業等に取り組んでいるところでございます。

それらの具体的な事業でございますが、これにつきましては、先ほど、広域連合長が申し上げているところでございますけれども、一つには健康づくりモデル事業、これにつきましては、20年度から事業の推進をさせていただいております、特に21年度につきましては、肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業を実施させていただいたところでございます。

さらに、22年度におきましては、この事業を拡大し、これらの費用対効果を見る中で、医療費への影響等も把握しながら、県域的な事業への対応も図って参りたいと、このように考えております。

なお、この事業につきましては、現在、アンケート調査等を行いながら追跡調査を行っているところでございまして、これまでの状況の中では効果があるものと認識し、さらに、その事業拡大を図ろうとしているものでございます。

また、その他の事業につきまして、医療費の適正化のために取り組んでいるところでございますが、先ほども申し上げましたように、直接的な早期の効果はなかなか求めにくいところでございますけれども、これを繰り返し事業推進していく中で、被保険者の皆様方のご理解を得ながら、徐々に効果が上がっていくものと考えているところでございまして、今後とも、引き続き健康づくりモデル事業なり、医療費適正化事業、さらには、健康診査等、それぞれ広域連合が各市町と協力して取り組んでいく事業につきましては、今後とも努力して参りたい、このようなことを考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中嶋武嗣君） 10番。

○10番（谷畑英吾君） すれ違いになって申し訳ないですが、例えば、うちの母親が、私の名前で後期高齢者広域連合の保険料の徴収が来たということで、払いたくないけどもみたいなことを言われたわけでありましてけれども、やっぱり各市町も一生懸命やっているわけです。

後期高齢者医療広域連合も、保険者としてしっかりと高齢者の医療費の抑制に具体的にどう臨んでいくのかということは真剣に議論していただきたいと思うわけでありまして。

特定健診、それはいいと思っておりますし、また、モデル事業、それもいいと思っております。

ただ、やっぱり国任せ、そして、構造的な問題だということではなくて、保険者であ

りますので、その中でしっかりと広域連合としても努力をしていただきたいと、こういうふう思うわけです。

一つの自治体でありますので、ほかの所との連携ということも大事だろうと思えますけれど、今後とも、しっかりと高齢者医療費の抑制につながるような施策について議論していただきたいというふうに思います。

最後、要望になって申し訳ございません。

答弁はされますか。

よろしく願いいたします。

○議長（中嶋武嗣君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（辻 義昭君） ただいまの要望を含めたご質問ということで、広域連合が一保険者としてできることにつきましては先ほど申し上げたところでございますが、さらに、健康づくりの観点から介護保険との連携による健康づくりモデル事業の推進、これについては新しく1市を含めて5つの地域で県域的に広めて参りたいと考えておりますし、さらには、これまでも実施して参りました市町との連携による健康診査の事業につきましても、予防の観点からもこれを充実させて参りたい、さらには、受けていただく必要な方々への周知を図りながら、ぜひともこの健康診査の充実を図って参りたい、このように考えております。

また、医療費の適正化の観点からは、ジェネリックお願いカードの配布も行っております。

これにつきましても、新しく加入される被保険者の方々へお届けするなど、ジェネリック医薬品の普及促進にも努めて参ります。

さらには、これまでも行っております医療費の通知につきましても実施して参ります。

こういったことを踏まえながら一つ一つの事業を検証して、さらに、私ども広域連合としてできる医療費の適正化なり、健康づくりモデル事業につきましては、今、谷畑議員からのご意見も踏まえまして、努力して参る所存でございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中嶋武嗣君） 以上で、10番、谷畑英吾君の質問を終了いたします。

通告による発言は終了いたしました。

よって、一般質問を終結いたします。

暫時休憩といたしますが、自席でそのままお待ちいただきたいと思います。

(午後 3 時 2 5 分 休憩)

(午後 3 時 2 7 分 再開)

○議長（中嶋武嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま追加議案が提出されました。

お諮りをいたします。

この際、提出されました議案第 10 号から議案第 12 号までを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中嶋武嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号から第 12 号までを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

(追加日程第 1)

○議長（中嶋武嗣君） 追加日程第 1、議案 10 号から議案第 12 号までを一括議題といたします。

書記より議件を朗読させます。

○書記（前田温夫君） 議件を朗読いたします。

議案第 10 号滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて、議案第 11 号滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、議案第 12 号滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて。

以上です。

○議長（中嶋武嗣君） 議件の朗読が終わりましたので、広域連合長から提案理由の説明を求めます。連合長。

○広域連合長（目片 信君） ただ今、追加提案いたしました案件 3 件について、ご説明申し上げます。

議案第 10 号は、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第 12 条第 1 項の規定により、広

域連合には2人の副広域連合長を置くことになっておりますが、長浜市、東浅井郡、伊香郡の1市6町の合併に伴い、滋賀県町村会会長でありました北村又郎副広域連合長が12月31日をもって退任され、欠員が生じておりますので、その後任として、同じく滋賀県町村会会長に就任されました村西俊雄氏を副広域連合長に選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第11号は、同じく長浜市、東浅井郡、伊香郡の1市6町の合併に伴い、山内健次監査委員が12月31日をもって退任されましたので、その後任として、議会の議員から選任する監査委員として、山仲善彰議員を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第12号は、長木昌一公平委員会委員が3月31日をもって退任されますので、その後任として、野村正昭氏を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げまして、提案の説明といたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中嶋武嗣君） 提案理由の説明が終わりました。

まず、議案第10号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中嶋武嗣君） 質疑はないようでございますので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中嶋武嗣君） 討論なしのようでありますので、これをもちまして討論を終結いたします。

これより直ちに採決に入ります。

お諮りをいたします。

議案第10号「滋賀県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を

求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中嶋武嗣君) ありがとうございます。ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第11号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) 質疑はないようでございますので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) 討論はないようでございますので、これをもちまして討論を終結いたします。

これより直ちに採決に入ります。

お諮りをいたします。

議案11号「滋賀県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(中嶋武嗣君) ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第12号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中嶋武嗣君) 質疑はないようでございますので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中嶋武嗣君） 討論はないようでございますので、これもちまして討論を終結いたします。

これより直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。

議案第12号「滋賀県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（全員起立）

○議長（中嶋武嗣君） ありがとうございます。ご着席ください。起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり同意することに決しました。

以上もちまして、本日の議事日程は、すべて終了をいたしました。

これもちまして、平成22年3月滋賀県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。

大変、どうも皆さん、ありがとうございました。

閉会 午後3時34分

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第97条の規定により下記に署名する。

平成22年3月26日

滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議長

中 嶋 武 嗣

署 名 議 員

北 川 豊 昭

署 名 議 員

久 保 久 良